平成２１年（フ）第４３７号
岐阜県各務原市那加幸町145番地１
債務者　田中　謙生
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４４３号
岐阜市岩田東２丁目298番地
債務者　魚水　完也
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
岐阜市岩田東２丁目298番地
債務者　魚水あき枝
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７５号
岐阜県関市武芸川町谷口2287番地
債務者　杉山　峰子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
岐阜県関市西仙房６番309号
債務者　藤井　孝雄
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０２２号
京都府宇治市羽拍子町84番地の１　ボーン宇治２号館2410号
債務者　新田治こと　申　　坤
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０７号
京都市伏見区桃山与五郎町１番地137
債務者　中野　卓実
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２０号
京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町26番地11
債務者　竹上　正二
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４５号
京都市右京区常盤馬塚町６番地　清水荘１Ｆ
債務者　米原　和子
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５５号
京都市伏見区納所岸ノ下２番地６
債務者　Ａｕｔｏ　Ｓｔａｇｅ　ＣＬＡＬＩＳ
こと　小宅　一郎
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０７号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＡ棟712号
債務者　北井　知佳（旧姓春島）
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９３号
京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町69番地　アベニール21―103号室
債務者　仲田　　輝
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８５号
京都府向日市物集女町五ノ坪18番地の29
債務者　髙萩　洋子
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
広島県呉市三条１丁目６番９号
債務者　竹内　美子（旧姓向井）
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２３号
山口県下関市一の宮学園町14番33号
債務者　峰川　勝美
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
山口県下関市一の宮学園町14番33号
債務者　峰川加代子
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
山口県下関市安岡本町１丁目15番４号
債務者　小川千佳子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
山口県下関市大字小月町2410番地３
債務者　松本　辰美
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係